別表第１備考１㈣の表中

塩化第一水銀[P]	Mercurous Chloride[P]
リン酸トリフェニル[P]	Triphenyl Phosphate[P]

を

リン酸トリフェニル[P]	Triphenyl Phosphate[P]

に改める。

別表第１備考２㈢㈲の表中「－５℃以下の温度」を「温度制限なし」に改める。

別表第１備考６㈠㈠P001の表注３PP1(1)に次のただし書きを加える。

ただし、自動車渡船で運送する場合においては、ユニット貨物の頂部の高さまで達する囲壁が設けられた非開放型自動車以外の自動車によることとして差し支えない。

別表第１備考６㈠㈠P003の表注２に次のように加える。

PP91　国連番号が1044の危険物に関しては、SP225に該当する大型消火器であってIMDGコード4.1.3.8.1.1から4.1.3.8.1.5の要件に適合し、当該消火器の弁がIMDGコード4.1.6.1.8.1から4.1.6.1.8.4のいずれかの方法によって保護され、かつ、当該消火器に取り付けられたその他の装置が偶発的に作動しないように保護されている場合には、無外装で運送することができる。

別表第１備考６㈠㈠P114(a)の表中「4D」を「1D、4D」に改める。

別表第１備考６㈠㈠P116の表中「、5H1」を「、5H1、5H2、5H3」に改める。

別表第１備考６㈠㈠P131の表中「、4D又は4F」を「、4D、4F又は4H2」に改める。

別表第１備考６㈠㈠P137の表中「、4D又は4F」を「、4D、4F又は4H2」に改める。

別表第１備考６㈠㈠P207の表の次に次の表を加える。

P208
IMDGコード4.1.4.1の「P208」に適合するもの

別表第１備考６㈠㈡P404の表中

金属製容器	15kg	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F又は4H2	400kg

を

金属製容器	15kg	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G又は4H2	125kg
ガラス製容器	1kg		

に改め、同表注１中「組合せ容器」を「内装容器を金属製容器」に改め、同表中注２を注３とし、注１の次に注２として次のように加える。

２　内装容器にガラス製容器を使用する場合には、当該ガラス製容器はガスケットにより密封し、これを十分な量の緩衝材で包み金属製の外装容器に入れ、かつ、当該金属製の外装容器を気密に密封しなければならない。

別表第１備考６㈠㈡P504の表の次に次の表を加える。

P505			
内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
ガラス製容器、プラスチック製容器又は金属製容器	5L	1B2、1G、1N2、1H2、1D、3B2、3H2、4B、4C1、4C2、4D、4G又は4H2	125kg
1B1、1B2、1H1又は1H2			250L
3B1、3B2、3H1又は3H2			60L
6HB1、6HG1、6HH1又は6HD1			250L
6HB2、6HC、6HD2、6HG2、6HH2、6PB1、6PG1、6PD1、6PH1、6PH2、6PB2、6PC、6PG2又は6PD2			60L

別表第１備考６㈠㈡P601の表中「金属製容器(1)」を「金属製容器(1)又はプラスチック製容器(1)」に改める。

別表第１備考６㈠㈡P602の表中「金属製容器(1)」を「金属製容器(1)又はプラスチック製容器(1)」に改める。

別表第１備考６㈠㈡P804の表の次に次の表を加える。

P805		
内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類
金属製容器又はプラスチック製容器	耐漏水性の硬質の容器	1A2、1B2、1N2、1H2、1D、1G、3A2、3B2、3H2、4A、4B、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1又は4H2

注１　内装容器は通常の輸送状態では破損せず、破裂せず及び充填物が中間容器の中に漏れないような方法で中間容器の中に収納しなければならない。中間容器の外装容器内での移動を防ぐために、適切な緩衝材が使われなければならない。複数の内装容器が１つの中間容器の中に収納される場合、それらが相互に接触することを防ぐため、１個ずつ包装されるか又は相互に離して収納されなければならない。

２　収納物はIMDGコード2.7.2.4.5.2の要件に適合しなければならない。

３　容器はIMDGコード6.4.4の要件に適合しなければならない。

４　副次危険性等級７を有するL型輸送物の場合、IMDGコード2.7.2.3.5及び6.4.11.2の要件に適合しなければならない。

別表第１備考６㈠㈡P901の表中注を次のように改める。

注１　キット内の危険物は、許容容量又は許容質量が250mL又は250ｇを超えない内装容器に収納し、かつ、キット内の他の物質から保護しなければならない。

２　容器等級が割り当てられていない危険物のみを収納する場合は、容器等級がⅡの要件に適合しなければならない。

別表第１備考６㈠㈡P906の表中「1.25倍」の下に「の体積に装置の体積を加えた値」を加える。

別表第１備考６㈠㈡P907の表の次に次の二表を加える。

P908			
内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
1A2、1B2、1N2、1H2、1D、1G、3A2、3B2、3H2、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1又は4H2			400kg

注１　損傷又は欠陥のあるリチウムイオン電池及び組電池、リチウム金属電池及び組電池並びにこれらの単電池及び組電池が組み込まれた装置の収納に用いる容器は次の要件に従うものとする。

(1)　単電池及び組電池並びにこれらの電池が組み込まれている装置は、内装容器で個別に包装され、外装容器に収納されていること。